

発行
あきる野市区画整理推進室
190-0142
あきる野市伊奈652番3
電話042-518-2922

お知らせ

仮換地の引き渡しを始めています。

皆様のご協力により事業が進捗し、令和4年度は、多くの方が使用収益開始をしております。現在、順番に仮換地の引き渡しを始めております。そこで、改めて仮換地の引き渡しについてお知らせします。

区画整理事務所



移転対象者



お知らせ送付

①事前準備

引渡しの準備を行います。

①送付された書類の確認

予定日に来所

②事務所説明

引渡しに伴う注意事項等を説明いたします。「仮換地の現地確認及び引継ぎについて（お知らせ）」、「印鑑（認め印）」、「委任状（代理人の場合）」をご持参ください。



③現地説明

土地の辺の長さ、境界杭の位置、下水、ガスや水道の状態等をご確認いただきます。土地の辺の長さは、現地で実際に測定し書類と相違がないかご確認いただきます。説明を受けて質問事項等ございましたらお気軽にご相談ください。



④引き受け書に署名捺印

仮換地の引き受け書に署名、捺印いただきます。忘れずに印鑑をお持ちください。



⑤仮換地の引き渡し完了

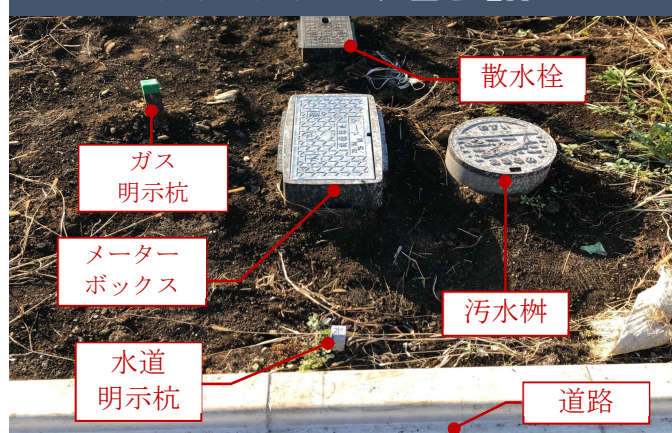
※引き渡し完了した方は、土地や境界杭の管理をご自身で行っていただきます。

土地の辺の長さを確認



距離を測定

ライフラインの位置を確認



散水栓

ガス
明示杭

メーター
ボックス

水道
明示杭

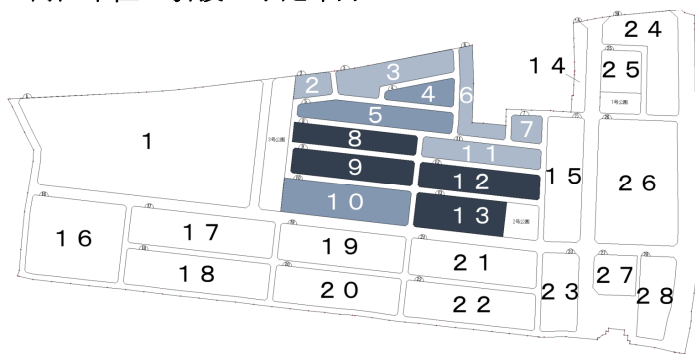
汚水樹

道路

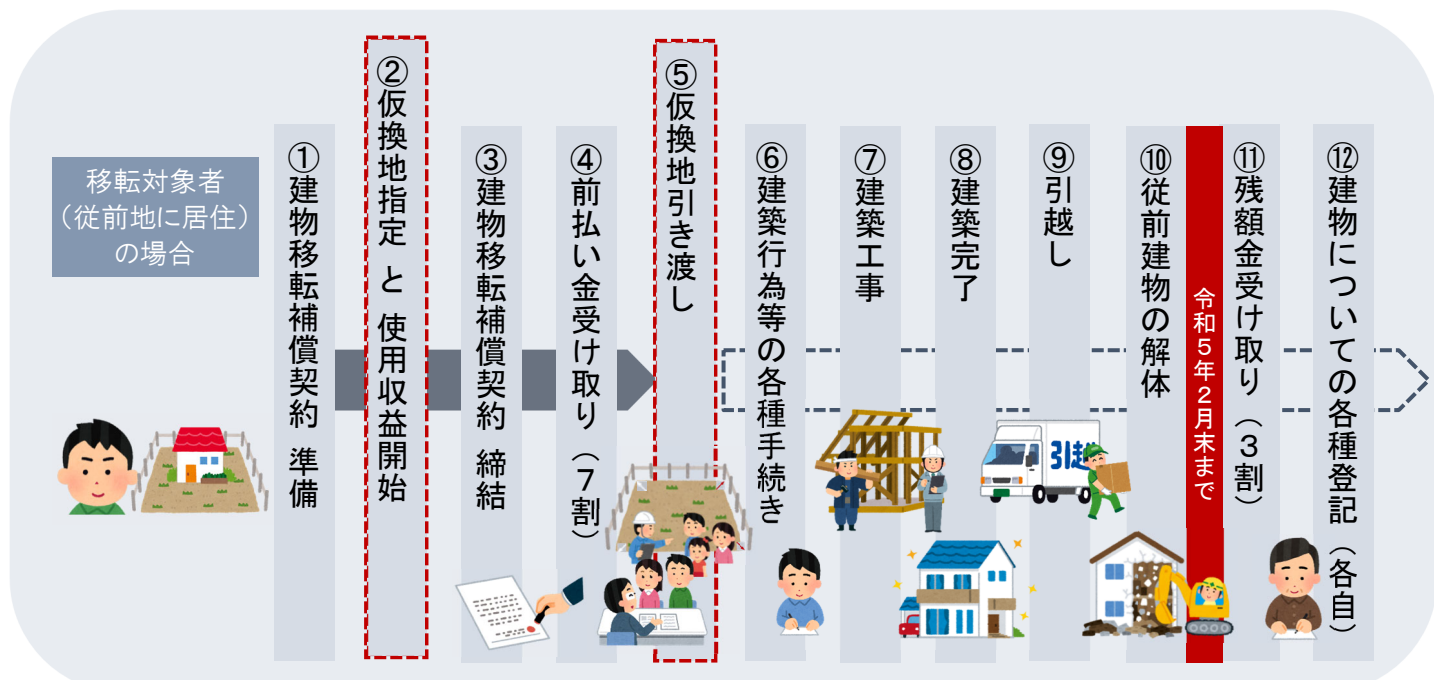
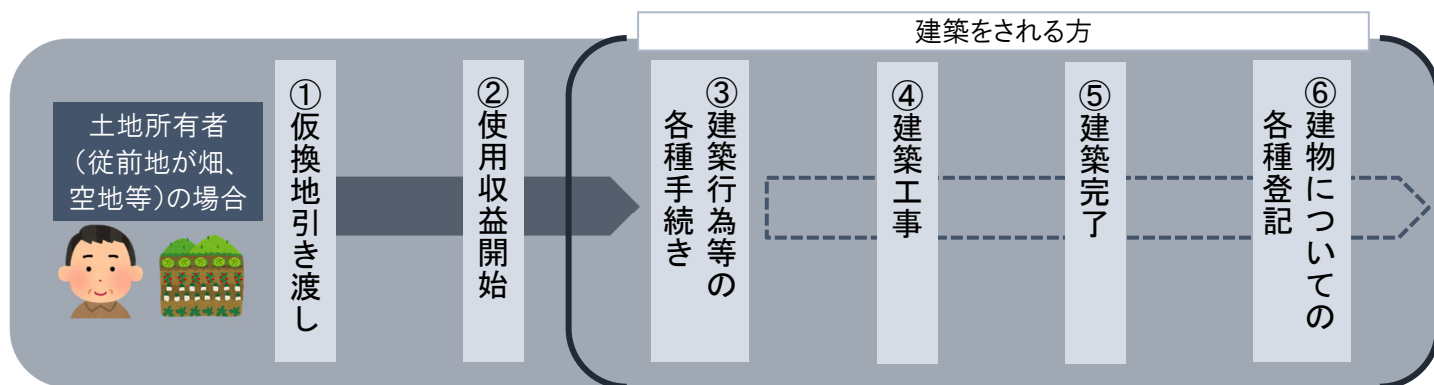
今後のスケジュール

今後の引き渡し対象街区につきまして、全体スケジュールと各街区の情報をもとに現在までの進行状況と今後の予定をお示しします。

■街区単位の引渡し予定年月



引渡し予定年月	街区
令和4年5月～	8街区, 9街区, 12街区, 13街区
令和4年7月～	4街区, 5街区, 10街区
令和4年8月～	2街区, 3街区, 6街区, 7街区, 11街区
令和5年度以降 ※工事が完了した後に引き渡しを行います。	14街区, 15街区, 16街区, 17街区, 18街区, 19街区, 20街区, 21街区, 22街区, 23街区, 24街区, 25街区, 26街区, 27街区, 28街区



※原則こちらの流れになりますが、工事の進捗状況等により、順番が一部入れ替わる可能性があります。

引き渡し後の仮換地の管理について

草刈りについて：引き渡し後は権利者各自で管理する必要がありますので、草刈り等適切な管理をお願いします。

土地境界杭及び：仮換地の引き渡し後は杭の管理も各自行うこととなります。工事や草刈りなどを行う際は杭の位置が動かないように十分注意して下さい。なお、ライフラインや道路等も傷をつけないように注意してください。